令和7年3月30日

依 頼 者 様　各 位

佐 藤 誠 三 税 理 士 事 務 所
税 理 士 佐 藤 誠 三

当事務所が行う個人以外の確定申告書作成業務に係る料金について

標記のことについて、令和6年7月15日施行の細則を下記のとおり改定します。
また、この細則は令和7年3月30日に施行し、原則として同日以降の契約分から適用します。

記

1　個人以外の確定申告書等作成業務について

⑴　個人以外（法人）の国税及び地方税の確定申告書（申告書に添付する書類を含みます。）を作成します。

⑵　税務相談に係る業務については、業務契約の範囲に関するものに限り無料にて対応させていただきます。

⑶　当事務所にて税務申告書等を作成した場合、あわせて税務代理権限証書を作成します。

⑷　税務申告書等の法定申告期限又は提出日の翌日から1年間、税務当局からの質問検査が当事務所にあった場合、依頼者様にその旨を連絡します。また、税務当局からの電話又は文書による簡易な照会等への対応については、当事務所にて対応させていただきます。

⑸　業務契約に基づいて業務を遂行する過程において、独立した業務又は役務の提供（契約条件外の対応を含みます。）が発生した場合については、附随業務手数料を別途請求させていただくことがあります。

⑹　この細則に定めのない事項については、次の定めによるものとします。

①　依頼者様との契約と当事務所の業務に係る通則について（通則）

②　当事務所との契約及び業務に係る料金に関する基本細則について（基本細則）

③　依頼者様に関する業務の過程において別途発生する独立した業務又は役務の提供について

2　個人以外の確定申告書等作成業務について

区分	料金計算
基本料金	TKCシステム使用料（個人以外）　120，000円 （※　システムを複数使用する必要がある場合、料金が割増になります。）
業務遂行料金	基本細則の定めにより料金を計算します。 【計算式】 1単位の基本料金×難易度に係る倍率×時間単位±増減額

⑴　時間単位は、次の計算式で計算します。

【計算式】 時間単位＝2単位×（（当月平均取引金額／100万円）＋事業月数）

⑵　当月平均取引金額は、次の計算式で計算します。

【計算式】（前課税期間の収入金額×２±課税所得金額）
×（当期課税期間の事業月数／前課税期間の事業月数）÷１２

① 月数に1月未満の端数がある場合は1月単位に切上げます。

② 所得金額が黒字の場合は減算、赤字の場合は加算します。

③ 当月平均取引金額が1千万円未満の場合、料金計算時の当月平均取引金額は、次のとおりです。

当月平均取引金額	料金計算時の当月平均取引金額	具体例
100 万円未満	100 万円	80 万円 → 100 万円
100 万円以上 500 万円未満	300 万円	200 万円 → 300 万円 400 万円 → 300 万円
500 万円以上 800 万円未満	600 万円	600 万円 → 700 万円 800 万円 → 700 万円
800 万円以上	1,000 万円	900 万円 → 1,000 万円

④ 当月平均取引金額が1千万円以上の場合、1千万円未満の端数は、次のとおり処理します。

1千万円未満の端数	端数処理	具体例
300 万円未満	切捨て	1,100 万円 → 1,000 万円
300 万円以上　500 万円未満	500 万円単位に切上げ	1,400 万円 → 1,500 万円
500 万円超　800 万円未満	500 万円単位に切捨て	1,600 万円 → 1,500 万円
800 万円以上	切上げ	1,900 万円 → 2,000 万円

３ 次のいずれかに該当する場合、業務遂行料金が割増になります。

⑴ 還付申告に関する明細書など、一定の要件に該当する場合に添付するもの

⑵ 当事務所で決算代行等業務を依頼されていない場合など、一定の要件に該当する場合

⑶ 課税の特例等を適用して税額の軽減を受けている場合

⑷ 申告書の控を書面に印刷する場合など、一定の要件に該当する場合、別途請求させていただきます。